



事 務 連 絡
令和2年12月23日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する冬季休業中の教職員の勤務等について

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、別添のとおり、県立学校において、国内における新型コロナウイルス新規感染者が増加していることを受け、令和2年度冬季休業期間中に限り、教職員の自宅勤務及び時差出勤の運用を認める通知が発出されました。

つきましては、市町村教育委員会におかれましても、令和2年5月29日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」の一部改正について」に示された、自宅勤務の取扱いについて御検討いただきますようお願い申し上げます。

併せて、冬季休業中については、週休日の振替を確実に取得することや積極的な年次休暇等の取得を推進いただくとともに、職場での「密」を避ける観点から、時差出勤の活用についても御検討くださいますようお願い申し上げます。

担当：人事・学事担当 吉田
電話：048-830-6939



教 県 第 6 7 4 号
令和2年12月16日

各 県 立 学 校 長 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する
冬季休業中の教職員の勤務等について（通知）

国内における新型コロナウイルスの新規感染者数が増加していることを受け、自宅勤務及び時差出勤の運用について令和2年度冬季休業期間中に限り認めることとします。

なお、その際の取扱いについては別紙のとおりとします。

担 当：県立学校人事課 学事担当 池田
電 話：048-830-6735

別紙

冬季休業中の教職員の勤務等について

- 1 自宅勤務及び時差出勤を認めることができる期間は、各学校で定めた冬季休業期間中に限るものとする。
- 2 自宅勤務の取扱いに関しては、令和2年5月29日付け教県第153-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」に従い行うこと。
- 3 夜間定時制課程に勤務する教職員の自宅勤務の勤務時間については、各学校において設定している長期休業期間中の勤務時間とすること。
- 4 時差出勤の取扱いに関しては、令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の2に従うこと。
- 5 留意事項
 - (1) 当該期間においては、校内で調整するなどし、年次休暇の積極的な使用を促進すること。
 - (2) 総務事務システム対象職員は「自宅勤務申請書兼報告書」を記載の上、教職員本人が総務事務システムの「休暇の種類」の中の「自宅勤務」の項目を総務事務システムに入力し、管理職に提出すること。
なお、総務事務システム対象外職員は、「自宅勤務申請書兼報告書」を記載の上、管理職に提出すること。
 - (3) 総務事務システム対象外職員の出勤簿は、「自宅勤務」と記載し整理すること。